明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**六五）　一

〔告　示〕

○使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示（**厚生労働**三八六）　四
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（**同**三八七）　八
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（**同**三八八）　一二
○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（**同**三八九）　一三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**二五五九）　一七
○生産業者の住所の変更に係る届出があった件（**同**二五六〇）　一七
○肥料の登録が失効した件（**同**二五六一）　一七
○ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件（**環境**一〇〇）　一七

〔公　告〕

諸事項

官庁
製造たばこ小売定価、基本測量関係事項関係　一八

裁判所
破産、免責、再生関係　二三

特殊法人等
弁理士登録、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定関係　四六

地方公共団体
解散命令、無縁墳墓等改葬関係　四九

会社その他
会社決算公告　五〇

省　令

○経済産業省令第六十五号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第二十九条及び第三十七条の六の規定に基づき、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月十九日

経済産業大臣　世耕　弘成